

国立研究開発法人科学技術振興機構の助成資金の運用手法の在り方に関する検討会議
運営要綱（案）

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

国立研究開発法人科学技術振興機構の助成資金の運用手法の在り方に関する検討会議

（会議の運営）

第 1 条 国立研究開発法人科学技術振興機構の助成資金の運用手法の在り方に関する検討会議（以下、「会議」という。）の議事の手続きその他会議の運営に関しては、この運営要綱の規定するところによる。

2 会議の運営に当たっては、内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局の協力を得るものとする。

（座長）

第 2 条 会議に座長を置く。座長は、会議の事務を掌理する。

（議事の公開等）

第 3 条 会議は、議事及び議事録を公開することを原則とする。ただし、以下の場合には全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一． 議論の内容が投資行動の憶測等につながり市場へ影響を及ぼす可能性がある場合
- 二． 個人又は法人の権利若しくは正当な利益又は公共の利益を害するおそれがある場合
- 三． 検討の円滑な実施に影響が生じるものとして本会議が非公開とすることが適当と認めた場合

（会議資料の公開）

第 4 条 座長は、会議において配付した資料を公開することを原則とする。ただし、座長は、前条第 1 項の規定と同様の場合において、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（秘密保持）

第 5 条 構成員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第 6 条 前各条に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。